

徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター利用期間延長に関する審査要領

平成29年8月22日

先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター長制定

第1条 徳島大学先端酵素学研究所藤井節郎記念医科学センター施設利用規則（以下「規則」という。）第9条第2項の規定に基づく利用期間の延長の許可に係る審査は、この要領の定めるところによる。

第2条 センター長は、規則第9条第2項に定める利用期間延長の申請があった場合は、次の各号に掲げる事項を審査のうえ、延長の可否を決定するものとする。

- (1) 利用要件（学際融合研究、寄附研究、共同研究及び大型プロジェクト研究等の期間の確認を含む。）
- (2) 利用目的
- (3) 利用期間中の研究成果

第3条 センター長は、前項の審査にあたり、センター教員及び関係者の意見を聴くことができる。

第4条 延長の可否の決定は利用期間終了日の2か月前までに行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から実施する。